

令和 8 年 3 月 3 日  
監査委員決定

## 令和 8 年度監査計画

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）、地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号。以下「公企法」という。）及び地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 19 年法律第 94 号。以下「財政健全化法」という。）の規定に基づいて監査委員が行う監査、検査及び審査（以下「監査等」という。）を効率的かつ効果的に実施するため、柴田町監査基準（令和 2 年柴監告示第 3 号）第 7 条の規定により、下記のとおり監査計画を定める。

### 1 基本方針

地方公共団体の事務処理に当たっての基本的原則は、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げ、また、その組織及び運営の合理化に努めるというものである。この基本的原則の趣旨を踏まえ、公正で、合理的かつ効率的な行政を確保するため、町の財務に関する事務の執行及び町の経営に係る事業の管理又は町の事務の執行について、柴田町監査基準に準拠して監査等を実施する。

### 2 年間監査計画

令和 8 年度に実施する監査等の種類及び対象は次のとおりとする。

#### (1) 監査

ア 定期監査（法第 199 条第 4 項の規定による監査）

（前年度各課等の事務事業、当年度教育関係施設、当年度社会教育施設、当年度福祉関係施設）

イ 随時監査（法第 199 条第 5 項の規定による監査）

（前年度工事請負・委託等契約（下期）、当年度工事請負・委託等契約（上期）、町営住宅の管理運営）

ウ 財政援助団体等に対する監査（法第 199 条第 7 項の規定による監査）

（前年度補助金等に関する事務、前年度補助金等に関する団体）

エ その他の監査

#### (2) 検査

例月出納検査（法第 235 条の 2 第 1 項の規定による検査）

#### (3) 審査

ア 決算審査（法第 233 条第 2 項及び公企法第 30 条第 2 項の規定による審査）

（一般会計・特別会計・水道事業会計・下水道事業会計）

イ 基金の運用状況の審査（法第241条第5項の規定による審査）

（柴田町高額療養費貸付基金、柴田町国民健康保険出産資金貸付基金）

ウ 健全化判断比率等の審査（財政健全化法第3条第1項及び第22条第1項の規定による審査）

### 3 監査等の実施予定時期

監査等の種類		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
定期監査	前年度各課等事務事業				■								
	当年度教育関係施設								■				
	当年度社会教育施設										■		
	当年度福祉関係施設											■	
随時監査	前年度工事請負・委託等契約（下期）	■											
	当年度工事請負・委託等契約（上期）							■					
	町営住宅の管理運営			■									
財政援助団体等に対する監査	前年度補助金等に関する事務		■										
	前年度補助金等に関する団体			■									
決算審査	一般会計・特別会計 （基金運用状況審査・健全化判断比率等の審査を含む。）				■								
	水道事業会計・下水道事業会計		■										
例月出納検査（原則毎月25日実施）		■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■

### 4 個別監査計画及び着眼点

各監査等の着眼点の主なものは次のとおりとする。そのほか、標準町村監査基準の別項に定める監査等の着眼点を勘案するものとする。

#### (1) 監査

##### ア 定期監査

前年度各課等の事務事業、当年度教育関係施設、当年度社会教育施設及び当年度福祉関係施設を対象として、財務に関する事務の執行が適正かつ効率的に行われているかどうか、事業の管理が合理的かつ効率的に行われているかどうかを主眼として実施する。

##### イ 随時監査

定期監査以外に、前年度工事請負・委託等契約（下期）、当年度工事請負・委託等契約（上期）及び町営住宅の管理運営を対象として、財務に関する事務の執行が正かつ効率的に行われているかどうか、事業の管理が合理的かつ効率的に行われているかどうかを主眼として実施する。

ウ 財政援助団体等に対する監査

前年度補助金等に関する事務及び前年度補助金等に関する団体（別に選定）を対象として、当該財政援助等に係る出納その他の事務の執行が当該財政援助等の目的に沿って適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として実施する。

エ その他の監査

監査委員が必要と認めるとき、行政監査、随時監査等、法の規定による監査を実施する。

(2) 検査

例月出納検査

会計管理者及び企業管理者の保管する現金の在高及び出納関係諸表等の計数の正確性を検証するとともに、現金の出納事務が適正に行われているかどうかを主眼として実施する。

(3) 審査

ア 決算審査

一般会計、特別会計、水道事業会計及び下水道事業会計を対象として、決算その他関係諸表等の計数の正確性を検証するとともに、予算の執行又は事業の経営が適切かつ効率的に行われているかどうかを主眼として実施する。

イ 基金の運用状況の審査

高額療養費貸付基金及び国民健康保険出産資金貸付基金を対象として、基金の運用状況を示す書類の計数の正確性を検証するとともに、基金の運用が適切かつ効率的に行われているかどうかを主眼として実施する。

ウ 健全化判断比率等の審査

健全化判断比率（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率）及び資金不足比率の算定並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類の作成が適正に行われているかどうかを主眼として実施する。

5 監査等の実施方法

監査等の実施方法は、あらかじめ提出を求める資料に基づく監査のほか、必要に応じて、担当職員へのヒアリング（説明聴取）及び必要な施設等に対する現地監査により実施する。

6 監査等の結果

監査等の結果に関する事項は、次のとおりとする。

(1) 監査

ア 提出及び公表

監査が終了したときは、速やかに監査等の結果に関する報告を決定するとともに

に、町長等へ提出し、公表（告示及び町ホームページ掲載）する。また、監査の結果に関する報告を提出するときは、必要に応じ、報告に添えて意見を提出する。

イ 措置の公表

監査の結果に基づき又は監査の結果を参考として措置を講じたことについて、町長等から通知があったときは、公表（告示及び町ホームページ掲載）する。

(2) 検査

例月出納検査の結果に関する報告については、議会及び町長に提出する。

(3) 審査

ア 一般会計、特別会計、水道事業会計及び下水道事業会計の決算審査並びに基金の運用状況に関する審査をした結果に関する意見については、町長に提出する。

イ 健全化判断比率等を審査した結果に関する意見については、町長に提出する。

ウ ア、イの審査意見書については、町ホームページにも掲載する。